

多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業の 環境影響評価調査計画書の提出について（要約）

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1 事業者

名 称：東京都
代表者：東京都知事 小池 百合子
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

名 称：多摩都市モノレール株式会社
代表者：代表取締役社長 醍醐 勇司
所在地：東京都立川市泉町 1078 番 92

1.2 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名 称：東京都
代表者：東京都知事 小池 百合子
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業
種 類：モノレールの建設

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都東大和市上北台一丁目地内の多摩都市モノレール上北台駅付近を起点とし、東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎地内を終点とする約7.0kmの区間にモノレールを建設するものです。

多摩都市モノレールの延伸計画であり、ほとんどの区間は、新青梅街道に併設されます。事業計画の概要を、表1に示します。

表1 事業計画の概要

項目	計画の概要
対象とする区間	起点：東大和市上北台一丁目 終点：西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎
対象とする延長	延長：約7.0km
形 式	跨座型モノレール
単線・複線の別	複線
運 転 速 度	表定速度 約27km/時
通 過 地 域	東大和市、武蔵村山市、瑞穂町
主 要 施 設	モノレール軌道、7駅
工 事 予 定 期 間	約10年

4. 環境影響評価の項目

環境影響評価を行う項目は、対象事業の事業計画案の内容から環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討することにより、表2に示すとおり選定しました。

選定した項目は、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の8項目です。

表2 選定した項目及びその理由

環境影響評価の項目	区分 環境影響要因 予測する事項	工事の 施行中	工事の完了後	
		施設 の 建設	施設 の 存在	モノ レール の 走行
大 気 汚 染	—			
悪 臭	—			
騒 音 ・ 振 動	建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動	○		
	モノレールの走行に伴う走行騒音・振動			○
水 質 汚 濁	—			
土 壌 汚 染	土壌汚染の拡散の可能性の有無	○		
地 盤	—			
地 形 ・ 地 質	—			
水 循 環	—			
生 物 ・ 生 態 系	—			
日 影	冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度		○	
電 波 障 害	高架構造物の設置による遮へい障害及び反射障害		○	
	モノレールの走行に伴うパルスノイズ障害及びフラッター障害			○
風 環 境	—			
景 観	主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度		○	
	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度		○	
史 跡 ・ 文 化 財	文化財の周辺の環境の変化の程度		○	
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度	○		
廃 棄 物	建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法	○		
温室効果ガス	—			

注) ○印は、環境影響評価を行う項目を示します。

5. 調査等の手法

事業の内容から、環境影響評価の項目として選定した騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の8項目について、調査等の概要の一覧を表3(1)～(3)に示します。

表3(1) 調査等の概要

項目	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	評価方法	
騒音・振動	①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	<p>・既存資料調査 騒音・振動に係る最新の資料を収集し、整理を行います。</p> <p>・現地調査 <騒音・振動> 騒音は、環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環境庁告示第64号)に定める測定方法とします。</p> <p>振動は、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)及び「JIS Z8735 振動レベル測定方法」に定める測定方法とします。</p> <p><自動車交通量・走行速度> 交通量は、「全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)(国土交通省)」と同様の方法により、24時間調査とします。</p> <p>走行速度は、車両が一定区間を通過する時間を測定する方法とし、サンプリング調査によるものとします。</p>	建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動	騒音	建設作業騒音レベルについて、伝搬理論計算式により予測します。	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(厚労省・建設省)等に基づき評価します。
				振動	建設作業振動レベルについて、伝搬理論計算式により予測します。	振動規制法施行規則に基づく「特定建設作業の規制に関する振動の基準」(総理府)等に基づき評価します。
		モノレールの走行に伴う騒音・振動	<p><モノレール騒音・振動> 騒音は、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月20日付環境庁環大174号)に準拠した方法とします。</p> <p>振動は、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年3月12日環境庁環大特32号)及び環境確保条例に準拠した方法とします。</p>	モノレールの走行に伴う騒音・振動	騒音	モノレール既供用区間における現況騒音調査結果を基に類推する方法とします。
				振動	モノレール既供用区間における現況振動調査結果を基に類推する方法とします。	環境確保条例に定める日常生活等に適用する規制基準等を勘案して評価するとともに、現況環境値と比較します。

表3(2) 調査等の概要

項目	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	評価方法
土壌汚染	①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形・地質等の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 土壌汚染に係る最新の資料を収集し、整理を行います。	工事の施行中 土壌汚染の拡散の可能性の有無	既存資料調査及び施工計画の範囲を基に、事業の実施が土壌に及ぼす影響を予測します。	「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」等に基づき評価をします。
日影	①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物等の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	・既存資料調査 日影に係る最新の資料を収集し、整理を行います。	工事の完了後 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	事業区間による時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とします。	「建築基準法」、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」及び「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」を勘案して評価します。
電波障害	①テレビ電波の受信状況 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建築物及び住宅の分布状況 ④地形の状況	・既存資料調査 電波障害に係る最新の資料を収集し、整理を行います。 ・現地調査 「建造物による受信障害調査要領（地上デジタル放送）」（平成30年6月一般社団法人日本CATV技術協会）に規定する方法とします。	事業区間の設置によるテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害	地上デジタル放送について、「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）2005.3」（平成17年3月社団法人日本CATV技術協会）に示す電波障害予測計算式により、遮蔽障害及び反射障害の範囲を予測します。 衛星放送について、「建造物障害予測の手引き（改訂版）」（平成7年9月社団法人日本CATV技術協会）に示す電波障害予測計算式により、遮蔽障害の範囲を予測します。	「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」等に基づき評価します。
			工事の完了後 列車の走行に伴うパルスノイズ障害及びフラッター障害	類似事例等を参考に、定性的に予測します。	

表3(3) 調査等の概要

項目	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	評価方法
景観	①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③土地利用の状況 ④景観の保全に関する方針等 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 景観に係る最新の資料を収集し、整理を行います。 ・現地調査 現地写真撮影による方法とします。	工事の完了後 事業区間の存在による主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度	現況調査（既存資料調査、現地調査）に基づき定性的に予測します。	「東京都景観計画」等に基づき評価します。
			事業区間の存在による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	完成予想図（フォトモンタージュ）の作成により予測します。	
史跡・文化財	①文化財の状況 ②法令による基準等	・既存資料調査 史跡・文化財に係る最新の資料を収集し、整理を行います。	工事の完了後 事業区間の存在による文化財の周辺の環境の変化の程度	事業計画を基に、文化財の周辺の環境の変化の程度を定性的に把握して予測します。	「文化財保護法」に定められた規定、「東京都文化財保護条例」、「瑞穂町文化財保護条例」に定められた保全に関する規定に基づき評価します。
自然との触れ合い活動の場	①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ②地形の状況 ③土地の利用状況 ④自然との触れ合い活動の場に係る計画 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 自然との触れ合い活動の場に係る最新の資料を収集し、整理を行います。 ・現地調査 現地確認及び写真撮影による方法とします。	工事の施行に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度	自然との触れ合い活動の場の位置と事業区間の工事区域を重ね合わせて、影響の程度を定性的に把握して予測します。	「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさない」等に基づき評価します。
廃棄物	①建設廃棄物の状況 ②建設発生土の状況 ③廃棄物の処理の状況 ④法令による基準等	・既存資料調査 廃棄物に係る最新の資料を収集し、整理を行います。	工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法	工事の施工計画等から推定する方法とします。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める事業者の責務に基づき評価します。

6. 位置図

